

# 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 事務局規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会（以下「この法人」という。）の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (職制)

第2条 この法人の事務局に、事務局長を置く。

2 事務局に、所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、この法人の理事又は事務局職員の中から、理事会承認を得て会長が任免する。

## (職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 職員は、事務局長の命を受けて、担当事務を処理する。

## (所掌事務)

第4条 事務局は、この法人の運営等のため、次の事務を行う。

- (1) 社員総会、理事会、委員会及びその他会議に関すること
- (2) 定款及び規程類の制定又は改廃に関すること
- (3) 文書及び公印の管理に関すること
- (4) 財務及び会計に関すること
- (5) 役員に関すること
- (6) 事務局職員の任免、給与及び服務等に関すること
- (7) 事務所の維持管理に関すること
- (8) その他この法人の運営等のため必要と認められる事項

## (その他の職制)

第5条 会長が必要と認めるときは、第2条に規定する職制以外に、事務局に非常勤の嘱託及び臨時雇用職員（以下「非常勤職員」という。）を置くことができる。

2 非常勤職員の任免は、会長が行う。

3 非常勤職員の職務は、事務局長が定める。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

## 附則

この規程は、2024年6月14日から施行する。

(2024年6月14日理事会決議)